

京都市告示第490号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成26年2月14日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

山科東部地区土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

山科区西野山階町の一部、西野左義長町の一部、西野離宮町の一部、西野広見町の一部、東野八反畑町、東野舞台町の一部、東野門口町、東野井ノ上町、東野北井ノ上町の一部、東野中井ノ上町、東野南井ノ上町、東野片下り町の一部、東野狐藪町の一部、東野百拍子町、東野森野町の一部、大塚北溝町の一部、大塚野溝町の一部、大塚森町、大塚南溝町、大塚高岩の一部、大塚丹田の一部、大塚中溝、大塚西浦町、大塚大岩の一部、大塚元屋敷町の一部、大塚檀ノ浦の一部、音羽稻芝の一部、大宅御所田町の一部、大宅古海道町の一部、大宅中小路町の一部、大宅五反畑町、大宅鳥井脇町の一部、大宅辻脇町の一部、大宅坂ノ辻町、大宅打明町、大宅棧敷、柳辻番所ケ口町の一部、柳辻平田町の一部、柳辻封シ川町、柳辻東浦町、柳辻西浦町、柳辻中在家町、柳辻草海道町、柳辻池尻町、柳辻東潰、柳辻西潰及び勸修寺東栗栖野町の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）